## 審査基準

令和元年6月26日作成

法 令 名: 古物営業法

根 拠 条 項: 第21条の5第1項又は第21条の6第1項

処 分 の 概 要: 古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定

原権者(委任先): 青森県公安委員会

## 法令の定め:

古物営業法施行規則第19条の4 (古物競りあっせん業に係る認定の申請) 古物営業法施行規則第19条の5 (古物競りあっせん業に係る認定の申請の欠格事由)

古物営業法施行規則第19条の6(盗品等の売買の防止等に資する方法の基準)

古物営業法施行規則第19条の11 (外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請)

古物営業法施行規則第19条の5、第19条の12 (外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由)

審 査 基 準: 判断基準は、法令の定めによる。

標準処理期間: 40日以内

申 請 先: 営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課(係)

問い合わせ先: 生活安全部生活安全企画課営業・危険物係 017-723-4211

備 考: